平成２９年（フ）第６号
長崎県壱岐市石田町久喜触22番地
破産者　共同丸海運有限会社
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成３０年（フ）第９９号
栃木県鹿沼市上殿町199番地10
破産者　大門　孝光
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７１号
群馬県桐生市新宿３丁目９番38号
破産者　有限会社トーキ
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１４９９号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート25棟205号
破産者　伊藤　尚子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３２７号
東京都東村山市野口町３丁目１番地24ＪＵＮ東村山Ｂ―203
破産者　百々　孝雄
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１号
長野県松本市沢村３丁目４番４号
破産者　中田硝子株式会社
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４１号
三重県津市久居寺町1232番地35
破産者　株式会社白山電子工業
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２５号
三重県鈴鹿市小田町998番地の176、前住所三重県亀山市上野町14番10号３
破産者　濱田　健士
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４０号
三重県いなべ市大安町南金井字石仏東2574番地
破産者　有限会社海山梱包
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
三重県三重郡朝日町大字縄生552番地　アサヒハイツ101号室、旧住所三重県三重郡朝日町大字縄生2088番地６
破産者　あさひすくうる（旧あさひ塾）こと　福山千花子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
三重県四日市市桜新町１丁目157番地13
破産者　西脇　律子（旧姓佛川）
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地45
破産者　有限会社ディベロップ
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第３８号
長野市豊野町豊野1191番地１、破産手続開始決定時の住所長野市豊野町蟹沢59番地５
破産者　左澤　　博
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
埼玉県本庄市児玉町児玉1659番地１
破産者　黄　　仙沛（ＨＵＡＮＧ　ＨＳＩＥＮ　ＰＥＩ）
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８６号
埼玉県行田市桜町２丁目10番29号
破産者　中村　好宏
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８７号
埼玉県行田市桜町２丁目10番29号
破産者　中村　洋子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第３１号
埼玉県深谷市町田304番地15
破産者　水野　雅夫
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第３２号
埼玉県深谷市町田304番地15
破産者　水野百合子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第６２号
埼玉県熊谷市上奈良1372番地３
破産者　山口　　務
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部